

組織に関する議論のとりまとめ(修正反映版)

1. 原子力委員会又は後継組織として取り組むべき事項

所掌事務の整理を踏まえ、原子力委員会又は後継組織においては、特に以下の事項を重点的に、継続的に情報を収集し委員の間で情報を共有し、意見交換や方針決定する体制が必要と考えられる。

(1) 平和利用と核不拡散

【想定される業務】

原子力に関する二国間協定や、国内外の原子力に関する情報の収集、ウラン濃縮技術の動向把握、保有プルトニウムや回収ウランの現状を把握し、平和利用と核不拡散のために我が国が取るべき対応や、原子力に関する多国間及び二国間の協定の在り方について、委員会決定を行うか、若しくは意見を述べる。

【組織の在り方を議論する上で必要となる方向性】

諮問を受けての検討ではなく、継続的な情報収集を行った上での自発的な対応が必要であるため、常勤委員を置くことが必要である。

また、関係省庁からの情報収集などの事務局の十分な支援体制が重要であり、共同事務局や関係機関の協力などを求める必要がある。

(2) 放射性廃棄物の処理・処分に関連した事項(核燃料サイクルを含む)

【想定される業務】

放射性廃棄物の処理・処分等についての技術評価や、省庁横断的な合理的な処理・処分等の在り方の検討等を行うことがあり得る。

【組織の在り方を議論する上で必要となる方向性】

省庁横断的な事項について各省庁からの諮問に答えることが中心となるが、自発的に活動することを排除しない。

専門的事項の検討に当たっては、専門家による専門部会を組織することが中心となる。委員会は専門的事項の検討を専門部会に検討を依頼するため、必ずしも委員が放射性廃棄物に関する専門家である必要はない。

事務局と、検討課題を抱える省庁の協力が不可欠となるため、共同事務局体制等、十分な情報共有、協力の体制を作ることが必要である。

(3) 原子力利用に関する重要事項に関すること(福島事故対応等)

【想定される業務】

福島事故対応等の原子力利用に関する重要事項に関して、必要に応じ速やかに意見を述べる。

【組織の在り方を議論する上で必要となる方向性】

重要事項について日常的に把握し、問題を抽出する必要がある。そのため、事務局の調査機能の強化が必要となる。他省庁の取組等を調査する仕組み(連絡会など)が必要である。

なお、委員会としては事故等において生じる関連する様々な課題に対し、第三者的立場から能動的かつ迅速に対応する必要性から、少なくとも常勤委員が常に状況把握を行うことが求められる。

2. 組織に関する論点

(1) 他の機関との関係

【主な意見】

- 規制委員会側との同レベルの情報を持つことが大事。その仕組みを考えるべき。日常的に規制委員会と情報共有するのか。人材交流含め検討するべき。(増田委員)
- 規制委員会が行うべきことは規制委員会に取り組ませる方向とした。その他の省庁との関係が論点となる(橘川委員)
- 規制委員会に対してしっかりと意見を言え、意見を聞ける立場にすべき。(佐藤委員)
- 原子力規制庁は安全規制の実施に重点を置き過ぎており、規制に関する企画の役割が乏しい。委員会において企画の役割も担うべきではないか。(吉岡委員)
- 他省庁との関係においては、調整の仕組みをどう考えるかが重要。情報共有の在り方についても具体的な方法が必要(森田座長)

【方向性】

平和利用の確保に関する規制は原子力規制委員会で実施されるが、平和利用の政策についての一環として、必要があれば規制の在り方についても新委員会で議論を行う。なお、平和利用等に関する規制について議論を行う際は、原子力規制委員会の独立性を尊重する必要がある。

原子力規制委員会の動向を理解するとともに、原子力委員会の問題意識を理解してもらうために、定期的な連絡会を置くことも考えられる。

平和利用の確保に関する原子力規制委員会との関係を考えると、事務局に原子力規制委員会からの出向を受け入れる事も考えられる。

関係府省における原子力政策の動向の把握及び原子力委員会の活動の理解を得るために、情報共有を行う連絡の場を持つことが考えられる。なお、他省庁との調整に当たっては、指定職の活用も含めて対応を考えるべき。

(2) 原子力委員会を担当する大臣との関係

【主な意見】

- 原子力委員会の担当大臣については、しっかりと担当であることを表すべき。担当大臣には、内閣に委員会の決定を伝えてもらうことが必要。(増田委員)
- 委員会としての独立性をどう保つかが重要。(増田委員)

【方向性】

原子力委員会を担当する大臣を、引き続き明示的に置き、大臣は内閣で、委員会の決定又は見解を反映してもらうようにすることが重要である。

委員会は、大臣に対し、一定の頻度で報告を行い意見交換するなど、課題を共有できるような関係を構築することが望ましい。

一方で委員会には、政権や大臣から独立した立場を保っていくための配慮が必要となる。

(3) 原子力委員会の今後の在り方

【主な意見】

- 委員会は内閣府に設置すべき(橘川委員、増田委員)
- 放射性廃棄物の処理・処分を議論する際などは専門性が必要。委員会の中心となる委員は技術に知見のある人とすべきで、多様性の確保は専門委員又は参与などによって確保すべき。(橘川委員)
- 委員長には国際的な高度な専門性、識見を持つ人物が必要。委員長は常勤とし、非常勤委員も組み合わせた体制として、参与・専門委員の活用を。ただし、専門委員は機動性に欠け、参与が決定に参画する場合、委員に比べ正統性が落ちる。(増田委員)
- これまでの委員は、外交官のような官僚OB、電力、学会、民間のセクター別に選ばれていたが、今後は、主要な取り組むべき事項についての専門性を持った人物に、多様性確保のための人物を加えて選ぶべき。(吉岡委員)
- 原子力委員会として原子力事故に即応的に対応するのは業務ではないため、すぐに集まるような必要はないのではないか。(吉岡委員)
- 委員をどのように選ぶかは、民主的運営のために重要。委員の多様性は 5

- 人でなければ確保できないのか。例えば3人で確保できるのか。(城山委員)
- 後継組織の主なテーマは平和利用の確保と不拡散だろう。直近の課題としては日米原子力協定がある。どのような権限で何を言っていくのかが課題だ。(吉岡委員)
 - 廃炉、放射性廃棄物の処理・処分等については、立地地域も大きく関わるが、これらについては立地地域の方が当事者としての能力を持っていることから、参与に立地地域の人物を取り入れてはどうか。(橘川委員)
 - 委員については、国会同意人事とすべき。(佐藤委員)

【方向性】

原子力委員会の業務について抜本的な見直しを行った結果、原子力政策大綱の作成をしないなど機能を縮小し、平和利用と核不拡散、放射性廃棄物の処理・処分、原子力利用に関する重要事項に関する機能に重点化した上で、原子力委員会を存続させることが適当である。

新たな原子力委員会(以下「新委員会」という。)は、原子力基本法に定める「原子力行政の民主的な運営」との観点から、合議体である委員会組織(いわゆる8条委員会相当の組織(内閣府設置法第37条の審議会等))とすることが望ましく、政府内における立場、国会との関係も考慮すれば、委員の任命は両議院の同意を得て行う国会同意人事とすることが望ましい。

新委員会は、原子力利用の推進ではなく、原子力に関する諸課題の管理、運営の視点から活動することとなるため、エネルギーに関する原子力利用を担う経済産業省や原子力の研究開発を担う文部科学省ではなく、原子力の研究、開発及び利用に関する関係行政機関の事務の調整を所掌とする内閣府に設置することが適当である。

新委員会の委員は、高い識見と専門性を持つ者とすることが望ましい。特に委員長は、国際的な発信力が期待されることから、原子力政策について高い識見を有することが求められ、加えて新委員会の決定事項を関係行政機関の原子力政策に反映させるべく、強い指導力を持つことが求められる。

委員数については、委員会を抜本的に見直し、所掌事務を大幅に縮小する事を踏まえると、3人とする事が適当である。

国会对応や国内外の関係機関の対応の重要性や、地方自治体との関係の重要性の観点から、また、委員が原子力政策に関する機関等の状況の把握を行う必要性の観点から、新委員会には1名から2名の常勤委員(委員長を含む)が必要である。

委員長代理については、委員長に事故のある際のみ代わりに会議を招集する機能を担うことを考えれば、委員長と同様の専門性を持つ必要性は必ずしもない。

新委員会では、継続性の観点から、委員全員が同時に交代することがないように交代時期を設定する事が適切である。

なお、多様な意見や専門性を基に議論するために、委員のみで十分な多様性、専門性が確保できない場合は、参与や専門部会を活用することが望ましい。特に、立地自治体など、地方との関係は重要であり、新委員会として円滑な意見・情報を交換しあう関係を構築するべきであるため、地方自治体の関係者を参与とすること等を検討することが考えられる。

新委員会の審議に必要な情報を取得し、また決定を実現していくために、関係行政機関等からの報告の徴収(原子力委員会設置法第 25 条)や勧告の実施(同第 24 条)も含め検討していくべき。

(4) 事務局の機能について

【主な意見】

- 電気事業者からの出向者が問題となった後に帰任させたのに、機器メーカーの調査員を残したのはなぜか。機器メーカーも利害関係者ではないか。(橘川委員)
- 今後、事務局に電気事業者からの出向者を入れることは適切でない。これらの出向者が担っていた役割をどのように担うか。(増田委員)
- 職員の専門知識の確立のためにはキャリアパスを含めて検討する必要がある。調査員の活用にあたっては、一定の線引きを設けた上で活用を考えることもあり得るのではないか。(城山委員)
- 人材確保にあたっては、規制庁に出向させる等、人事交流を図るべきではないか。(佐藤委員)
- 調査員と職員の引継ぎはしっかりとされているのか。(古城委員)
- アカデミー(大学、学会等)の人材を活用すべき。ただ、出向者個人と出向元には何らかの手当が必要。どのような手段が望ましいか検討してほしい。(吉岡委員)

【方向性】

新委員会は内閣府に置くため、事務局は内閣府に置かれることとなるが、新委員会の所掌事務を支える事務局として機能するためには、原子力、核不拡散に関する一定の専門知識とともに実務能力が必要となる。しかしながら、原子力委員会の庶務を担う内閣府は、原子力の専門性を持った人材を確保しているとはいえないことから、経済産業省、文部科学省を含め関係省庁には人員の配置の面での強い協力を求める必要がある。

また、国際機関への勤務経験を有する者の活用その他、任期付任用ポストの活用を図ることが考えられる。なお、この場合、任期終了後のキャリアパスへの配慮が必要となる。

ただし、利害関係者の関与については、以下の通り十分に留意する必要がある。

- a. 事務局職員(調査員、研修員を含む)には、利害関係者(電気事業者、原子力機器メーカーを含む)からの出向は原則として認められない。
- b. 利害関係者(電気事業者、原子力機器メーカーを含む)が新委員会の業務に参画する場合は、新委員会とは組織的に分離した状態(業務委託や外部機関としての協力等)での参画を原則とする。また、参画する場合には透明性を確保した上で、利害関係者として参画させること。
- c. 日本原子力研究開発機構や放射線医学総合研究所等の独立行政法人であっても、利害関係者としての側面を持つ場合には、出向者は受け入れないことが基本であるが、受け入れる場合には、政策決定に関する業務には従事させないように組織を明確に分離するなど、国民の疑念を招かない措置を講ずることが必要である。

なお、それらだけでは専門性を持った人材の確保が十分にできないため、以下のような外部機関の支援を受けることなどが考えられる。

- d. アカデミー(大学、学会等)の人材の活用が考えられる。ただし、活用するためには、予算措置等、具体的な方策を検討することが必要となる。
- e. 日本原子力研究開発機構は、原子力基本法に基づく我が国唯一の総合的原子力研究開発機関であることを考えれば、組織的な支援を受けることの意義が認められる。
- f. その他関係機関(大学、研究機関など)からの組織的支援のための具体的方策も検討すべき。

以上